

平成 24 事業年度計画

独立行政法人 航海訓練所

独立行政法人航海訓練所平成 24 事業年度計画

国土交通大臣が定めた独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）の中期目標を達成するため、「独立行政法人通則法」（平成 11 年法律第 103 号）第 30 条に基づいて国土交通大臣の認可を受けた航海訓練所の中期計画を踏まえ、平成 24 事業年度の業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の効率化の推進

内航用練習船就航後における、船員教育機関 15 校（商船系大学 2 校、商船系高等専門学校 5 校並びに独立行政法人海技教育機構の海上技術学校等 8 校、以下「船員教育機関」という。）等から委託される学生・生徒（以下「実習生」という。）に対する航海訓練を全般的に検証する。

また、内航船員養成に特化する内航用練習船と他の練習船との訓練分担を踏まえ、内航用練習船による訓練内容を整理するとともに、航海訓練業務の合理化により、他の練習船よりも少ない要員計画を策定する。

(2) 人材の活用の推進

船員教育機関、海運会社、海事関連行政機関等と期間中に 40 名程度の人事交流を実施する。

また、職員採用について、内航海運、外航海運等からの採用ルートの拡大に引き続き努める。

(3) 業務運営の効率化の推進

- ① 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成 24 年度予算（対前年度比 3 % 減）を抑制する。
- ② 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成 24 年度予算（対前年度比 1 % 減）を抑制する。
- ③ 海運会社、関連団体等から講師派遣を受けた海運業界の現状に係る講話、海事英語訓練の一部を外部委託する等の民間の知見を活用した航海訓練業務の充実を図り、民間開放を継続して実施する。
- ④ 社会情况等に応じた航海訓練のあり方を見直し、管理部門の簡素化、契約監視委員会による契約の適正化等を進め、業界ニーズを反映した航海訓練業

務を効率的に実施する。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 航海訓練の実施

航海訓練及び船内生活を通じて、新人船員に要求される資質、知識及び技能等のシーマンシップが身に付いた人材を育成するとともに、内航または外航海運業界から求められるニーズを踏まえた、安全かつ実践的な航海訓練の強化・充実を図るため、以下の(a)～(j)に掲げる取組を実施する。

(a) 三級海技士養成

日本人海技者に求められている外国人船員指揮監督能力及び国際条約等に対応した安全・環境に係る管理能力を強化するため、以下の取組を実施する。

- ① 船舶運航の基礎訓練を充実するとともに、STCW 条約のマニラ改正に対応するため、ブリッジ・リソース・マネジメント (BRM) 訓練、電子海図情報表示システム (ECDIS) 訓練、エンジンルーム・リソース・マネジメント (ERM) 訓練に関して、これまでの検討結果を踏まえたカリキュラムの改訂に取り組む。
- ② 船舶運航における実践的コミュニケーションに重点をおいた海事英語訓練を行う。
- ③ SOLAS 条約*1、ISM コード*2、ISPS コード*3 等の国際条約に関する知識を高めるための訓練を行う。

*1 SOLAS 条約：海上人命安全条約

*2 ISM コード：国際安全管理コード

*3 ISPS コード：船舶と港湾施設の国際保安コード

社船実習制度に関して、海運会社との連携を強化することにより、練習船実習の指導内容の充実を図る。また船員教育機関（三級海技士養成）との連携により、学生の海技士国家試験の合格率が 80%以上となることを目指す。

(b) 四級海技士養成

若年船員の安全運航及び環境保護に係る能力の強化を推進した即戦力化を図るため、以下の取組を実施する。

- ① 新たに策定した内航船員教育訓練プログラムを試行するとともに、船員教育機関等と連携した作業部会を引き続き開催し、試行結果を基に同プログラムの見直しを行う。
- ② 単独で航海当直や出入港時の機器が操作できる能力の強化を目指した訓練を行い、個々の能力を向上させる指導要領を作成する。
- ③ 大成丸代船建造調査委員会の最終とりまとめにおいて示された海運業界が求める内航船員像を踏まえ、職業意識及び責任感・自立性を身に付けさせる指導を行う。また船員教育機関（四級海技士養成）との連携により、学生・生徒の海技士国家試験の合格率が75%以上となることを目指す。

(c) その他の航海訓練の実施

六級海技士養成では、内航海運業界が要望する養成規模に応えつつ、短期間で航海当直能力を付与・向上させるための訓練を実施する。

(d) 実習生の適正な配乗計画

船員教育機関等からの委託員数を踏まえ、当該年度の計画に基づき実習生を配乗する。また、実習生の配乗計画について見直し・改善を図り、効果的・効率的な次年度の計画を策定する。

(e) 訓練の達成目標

以下の訓練に重点を置き、全員の訓練課程の修了を目指す。

- ① 海運業界が求める船員像に係る資質の涵養
- ② 国際条約等に基づく知識及び技能レベルの習得

(f) 運航設備・訓練設備等の整備

- ① 練習船の安全運航の確保、環境保護、国際条約等への対応のため、以下の所要の工事を実施する。
 - ア. 日本丸大規模修繕の一部
 - イ. 国際条約で新たに義務づけられた船橋当直者警報装置の新設
 - ウ. レーダー等機器更新
- ② 操船シミュレータ、エンジンルームシミュレータの訓練機材の仕様を引き続き検討する。
- ③ 内航用練習船に搭載する運航設備、訓練設備・機材等について、社会環境の変化及び運航技術の革新に合わせて選定する。
- ④ シミュレータ訓練について、訓練プログラムの充実と職員間における共有

化とともに、4 名程度のインストラクタの継続的な養成を図る。

- ⑤ 船舶運航の安全、環境保護、船員の資格等に関する国際条約の内容を取り入れた教科参考資料等を引き続き作成する。

(g) 海運業界及び船員教育機関等との連携強化

海運業界、船員教育機関等との意見交換会等を年間 20 回程度開催する。また、海運業界等の関係者が航海訓練の現場を視察する機会を設ける。

船員教育に関する会議等に参加し、船員教育機関及び海運事業者等のニーズ、求められる船員像等に関する意見を航海訓練に反映する。また、国土交通省の「船員（海技者）の確保・育成に関する検討会」の検討結果を踏まえ、海運業界をはじめとした関係者との連携をより強化し、航海訓練の質の向上に努める。

(h) 実習生による訓練評価等

- ① 実習生及び当所の練習船実習を修了した海技者による訓練評価を行い、訓練の質の向上及び改善を図る。
- ② これまで実施した訓練評価の検証結果を踏まえ、QSS（STCW 条約に基づく資質基準制度）のマネジメントレビューに活用する。

(i) 職員研修

職務別・階層別に応じた職員研修計画を作成し、内航船における乗船研修等の外部研修及び外部研修を修了した航海訓練所職員が他の職員に対して実施する研修を含め、延べ 110 名以上の職員に対し実施する。

(j) 安全管理の推進

- ① 安全管理システム（SMS）及び ISPS による船舶運航の安全、海洋環境の保護及び船舶保安に係る管理体制の点検・見直しを行い、当該体制の維持・向上を図る。
- ② SMS に基づく報告文書（ヒヤリハット報告等）を分析し、類似したトラブル事象の再発防止を目指すため、安全教育資料（平成 23 年から導入）を作成して職員研修に活用する等の取組を推進する。
- ③ 安全対策を強化するため、各種船上作業、ヒヤリハット事例やリスクアセスメントの結果から、作業手順書等を改善する。
- ④ 津波等大規模災害発生時における船・陸間の通信手段について、合同演習等を通じて確立した手段を検証する。また、東日本大震災の事例を踏まえ、

長期上陸中の実習生の安否確認についてもその手段を検証する。

- ⑤ 緊急事態を想定した練習船と陸上組織による合同演習を、外部機関との連携を視野に入れて企画・実施する。
- ⑥ 職員の安全意識の向上を図るため、海運会社と連携した安全運航促進のための協定を継続し、意見交換等から得た情報を練習船の安全管理に活用する。
- ⑦ 実習生及び職員に対する健康指導の充実を図るための健康保持増進活動計画を策定し実行する。

また、心理相談等の体制整備及びカウンセラー育成研修の受講等を継続する。

(2) 研究の実施

「独立行政法人航海訓練所法」第 11 条第 2 号に基づき、航海訓練に関する研究を実施する。

研究の実施に際しては、実船による航海訓練の機会を活かす等、独自研究と船員教育機関及び外部研究機関との研究交流を推進し、その研究成果を航海訓練及び練習船運航に活用する。

平成 23 年度に策定した第 3 期中期目標期間の研究活動方針を踏まえ、船員に関する国際条約への対応等の重点研究課題の取組を推進する。

(a) 研究件数

期間中、独自研究については 16 件程度、共同研究については 14 件程度を実施する。

(b) 研究活動の活性化

研究成果について、指標により年度評価として結果を示すとともに、研究成果を航海訓練及び練習船運航に活用することにより、研究活動を一層活性化する。

船員教育機関及び外部研究機関との研究交流を推進するため、関連機関との研究活動に関する意見交換、その他学術論文のデータベースの活用を図る。

(3) 社会に対する成果等の普及・活用促進

「独立行政法人航海訓練所法」第 11 条第 3 号に基づき、次の附帯業務の実施を図る。

(a) 技術移転等の推進に関する業務

- ① 海事関連行政機関及び国内外の船員教育機関等の要請に応じ、10 機関程

度から合計 60 名程度の研修員を受け入れる。

海外の船員教育関係機関からの研修員受入に関する研修ガイドラインを構築する。

- ② アジア人船員国際共同養成プロジェクト、承認船員制度に基づくフィリピン・マニラ等における無線講習等、国の施策、海外の政府機関、海事機関等の要請に応じ、職員を派遣する。

- ③ 関係委員会の要請に応じ、専門分野の委員等として延べ 19 名程度の職員を派遣する。

国際的連携を深めるため、船員に関する国際会議等への職員の派遣、組織または職員が構築した海外とのネットワークを活用した交流等を継続的に実施する。

(b) 研究成果等の普及・活用

- ① 研究成果について、研究発表会の開催、定期刊行物(調査研究時報)の発行、ホームページへの情報掲載等により外部に積極的な情報発信を実施する。
- ② 船舶の安全運航、CO₂削減等の環境保護対策等の船舶運航技術に関する研究テーマについて、練習船を活用した諸データ及びその解析結果等を外部機関に提供する。
- ③ 6 件程度の論文発表及び 6 件程度の学会発表を行う。

(c) 海事思想普及等の推進

海事産業の次世代人材確保育成等のため、以下の海事広報に関する活動を実施する。

- ① 国や地方自治体等が主催する海事関連イベントに参加し、練習船の寄港地における一般公開を 12 回程度実施する。
特に 2012 年は、韓国・麗水博覧会へ海王丸が参加する機会を捉えて、日韓の友好親善を深め、我が国の海事広報を実施する。
- ② 小中学生を対象とする学校教育と連携した海や船に親しむ体験型のシップスクール等の活動を 33 回程度実施する。また、各種イベントに海事広報ブースを出展する活動を実施する。
- ③ 海王丸において青少年等の体験型イベント・体験航海を実施する。
- ④ 業務運営に関する情報は、昨年度に機能を充実させたホームページ等を利用するとともに、広報誌等を活用して広く国民に発信する。
- ⑤ 航海訓練所の業務に関係する団体・個人との広報コミュニケーションを推

進し、海事分野の人材確保・育成に関する連携に取り組む。

(4) 内部統制・コンプライアンスの充実・強化

以下の各項の確実な実施により、内部統制・ガバナンスの充実・強化を図る。

- ① 業務運営における監査・調査の自己点検・評価体制の仕組みを確実に機能させるとともに、業務運営に関するモニタリングを実施する。さらに、内部評価委員会やその下部組織である「業務推進・活性化委員会」を活用し、それらの仕組みの相互連携による業務の検証、改善を実施する。
- ② 全職員が、自己点検・評価体制の一員として機能し、業務の点検、評価を通じて意見・提案を行うことを引き続き推進する。
- ③ 倫理・コンプライアンスに係る教育を職員研修等により計画的に実施する。

(5) 業務運営の情報化・電子化の取組

- ① 情報セキュリティポリシーを踏まえ、練習船と陸上を繋ぐ情報通信ネットワーク等の活用による業務運営の情報化・電子化に取り組むことにより業務の効率化を推進する。
- ② 電子媒体による海事に関する情報提供、証明書の発行手続等を進め、国民へのサービスを円滑に提供する。
- ③ 業務運営における情報セキュリティに関する教育及びその実績報告の体系化を図る。

3. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 自己収入の確保

「独立行政法人の事務・事業見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日、閣議決定）を踏まえ、以下により自己収入の確保を図る。

- ① 船員教育機関との協議のうえ、訓練受託費の段階的引き上げを実施する。
（平成 24 年度 8,000 円/人・月）
- ② 教科参考資料等の販売を実施する。
- ③ 運航実務研修の研修受託費の今後の引き上げについて検討する。
- ④ 船員教育の見直しを踏まえ、船員教育機関及び関連業界との間で受益者負担のあり方について、引き続き検討する。

(2) 予算

区 別	金額（百万円）
収入	
運営費交付金	5,552
船舶建造費補助金	450
業務収入	118
計	6,120
支出	
業務経費	1,416
船舶建造費	450
一般管理費	190
人件費	4,064
計	6,120

[人件費の見積り]

年度中総額3,281百万円を支出する。

但し、上記の金額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

(3) 期間中の収支計画

区 別	金額（百万円）
費用の部	5,712
経常経費	5,712
業務費	5,187
受託経費	0
一般管理費	483
原価償却費	42
収益の部	5,712
経常収益	5,712
運営費交付金収益	5,552
受託収入	0
業務収入	118
資産見返負債戻入	42
純利益	0
目的積立金崩額	0
総利益	0

(4) 期間中の資金計画

区 別	金額（百万円）
資金支出	6,120
業務活動による支出	5,670
投資活動による支出	450
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	6,120
業務活動による収入	5,670
運営費交付金による収入	5,552
業務収入	118
投資活動による収入	450
船舶建造費補助金による収入	450

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金限度額は、1,200 百万円とする。

5. 重要な財産の処分等に関する計画

なし

6. 剰余金の使途

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、航海訓練の質の向上及び練習船の安全運航を確保するための措置に充てる。

- (1) 施設・設備、訓練機材等の整備、安全管理及び研究調査の推進
- (2) 燃料油の高騰等による練習船の運航経費の不足

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- (1) 施設・設備に関する計画

組織の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

内航用練習船の建造に着手する。建造に当たっては、関連業務運営の効率化に努める。

① 航海訓練の実施に必要な内航用練習船の建造を行う。

施設・設備の内容	予算額 (百万円)	財源
航海訓練所 練習船「大成丸」 の代船	450	独立行政法人 航海訓練所 船舶建造費補助金

(注1) 国の「国庫債務負担行為」により、国からの建造費補助金の交付を3カ年間受けた後に民間から調達した資金を長期間に渡って返済する建造方式による。

(注2) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等を追加する等、変更されることもある。

(2) 保有資産の検証・見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って、保有の必要性について検証する。

(3) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともにその検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を本年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。

(注) 対象となる「人件費」の範囲は、常勤役員及び常勤職員に支給する報酬(給与)、賞与、その他の手当の合計額とし、退職手当、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は除く。

(4) その他

中期目標の期間中に実施される船員養成の規模、体制についての更なる検討等、船員教育の見直しに関する検討の結果を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を図る。

また、独立行政法人制度の見直しに伴う必要な措置について、国及び海技教育機構と検討を行い、適切に対応する。